

資料目次

1	量の見込みを算出する項目（区域設定については案）	3
2	新制度の事業概要	5
(1)-1	教育・保育事業の概要	5
(1)-2	教育・保育利用定員と認定区分との関係	6
(1)-3	認定区分	6
(2)	地域子ども・子育て支援事業の概要	7
3	量の見込み【対象児童数】	9
(1)	計画期間における推計児童数	9
(3)	ニーズ調査結果からわかる家庭類型 ～父母の就労状況の組み合わせ～	10
(4)	市における家庭類型の実態 【0歳～就学前】	11
4	ニーズ量【各事業・各年度の推移】	12
(1)	教育・保育（市全体）	12
■	0歳家庭のみ	12
①	<3号認定>（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	12
■	1・2歳家庭のみ	12
①	<3号認定>（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	12
■	3歳～就学前家庭のみ	13
①	<1号認定>（認定こども園及び幼稚園）	13
②	<2号認定>（幼稚園）	13
③	<2号認定>（認定こども園及び保育所）	13
(2)	地域子ども・子育て支援事業（市全体）	14
(2)-1	延長保育事業	14
(2)-2	放課後児童健全育成事業	14
(2)-3	子育て短期支援事業（ショートステイ）	14
(2)-4	地域子育て支援拠点事業	15

(2) - 5	一時預かり他 .....	15
	＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（1号認定による利用）＞ .....	15
	＜2号認定による定期的な利用＞ .....	15
	＜幼稚園における在園時を対象とした一時預かり（預かり保育）以外＞ .....	15
(2) - 6	病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児） .....	16
	＜0～5歳以下家庭のみ＞ .....	16
(2) - 7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児） .....	16
5	区域毎のニーズ量 .....	17
(2)	地域子ども・子育て支援事業（区域毎） .....	17

【参考資料】 藤岡市立学校の生徒数（H26.5.1 現在）

藤岡市内保育園・幼稚園一覧表

# 1 量の見込みを算出する項目（区域設定については案）

子ども・子育て支援事業計画において設定する量の見込みは以下のとおり。

また、量の見込みを算出する際の提供区域の設定（案）については、放課後児童健全育成事業は小学校区、その他事業は市域全域を案とする。

事業区分		区域（案）	算出方法	
教育・保育	1号認定区分 (3-5歳、教育のみ利用)	市域全域	ニーズ調査	
	2号認定区分 (3-5歳、保育の必要性あり)			
	3号認定区分 (0歳、1-2歳の年齢区分ごと、保育の必要性あり)			
地域子ども・子育て支援事業	①延長保育事業	市域全域		
	②放課後児童健全育成事業	小学校区		
	③子育て短期支援事業（ショートステイ）	市域全域		
	④地域子育て支援拠点事業	市域全域		
	⑤一時預かり事業 ・幼稚園在園児を対象（預かり保育） 【1号、2号認定による利用】 ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり以外	市域全域		
	⑥病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対策強化事業〕）	市域全域		
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学時のみ）	市域全域		
	⑧利用者支援	市域全域		人口推計、 利用実績等
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	市域全域		
	⑩養育訪問支援事業	市域全域		
⑪妊婦健診事業	市域全域			

注) 地域子ども・子育て支援事業は13事業からなるが、後述する「実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】」については、見込み量の算出は行わない。

## ■教育・保育提供区域についての考え方

### (1) 設定の根拠（子ども・子育て支援法第61条）

事業計画策定にあたって、市は、区域を設定した上で、当該区域ごとの量の見込み（＝需要）と確保方策（＝供給）を定めるものとされている。

### (2) 設定の目的

地理的条件や社会的条件（人口、交通事情、施設整備状況など）を総合的に勘案し、市の教育・保育や地域子ども・子育て支援の提供基盤を向上・充実させていくため、必要な事業を適切に、計画的に提供していくことを目的として区域の設定を行うこととする。

### (3) 設定による効果

区域設定が持つ基盤整備上の効果は、主に次に掲げる事項となるが、設定の前提として、区域を越えた利用ができないなど、実際の施設・事業等の利用にあたっての制限が生じることはない。

ア 区域を設定することにより、各区域内の需要と供給を考慮した施設・事業の認可・認定の判断基準となる。

イ 区域内で供給が不足している場合は、各施設・事業の認可権者は原則認可等を行わなければならないとされている。

ウ 区域内で供給が過多となっている場合は、認可等をしないことができる、いわゆる需給調整を行うことが可能である旨が定められている。

エ 保護者等の就労の有無などにかかわらず、教育・保育・子育て支援事業を一体的に提供できる「認定こども園」へ幼稚園や保育所から移行する場合は、区域内で供給過多となっても、事業者の移行希望等を踏まえ、量の見込みに加えて都道府県計画で定める数を設定する特例措置が設けられている。

◆教育・保育の提供区域設定は、施設認可の「需給調整の判断基準」とはなるが、区域外からの利用を制限するものではない。

したがって、本市においては、現在の施設整備の状況とのミスマッチを防ぐとともに、今後の施設整備の柔軟性を持たせるために、量の見込みや確保方策を計画する際の提供区域の設定については、放課後児童健全育成事業は小学校区、その他事業は市域全域を案とする。

## 2 新制度の事業概要

### (1)-1 教育・保育事業の概要

教育・保育の事業概要は以下のとおり。

区分	事業	事業の概要
教育保育施設	保育所（園）	保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳の子どもを預かり、保育を提供する。
	幼稚園	保護者の就労状況にかかわらず、3～5歳の子どもを預かり、幼児教育を提供する。
	認定こども園	保護者の就労状況にかかわらず、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する。また、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを実施する。
地域型保育施設	家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的な雰囲気、少人数を対象にきめ細かな保育を実施</li> <li>・少人数（現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人）</li> <li>※補助者がいる場合は子ども5人まで</li> <li>・家庭的保育者の居宅等様々なスペース</li> <li>・0～2歳の子どもが対象</li> </ul>
	小規模保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模な家庭的保育に近い雰囲気、きめ細かな保育を実施</li> <li>・6～19人まで</li> <li>・多様なスペース</li> <li>・0～2歳の子どもが対象</li> </ul>
	事業所内保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業が主に従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施</li> <li>・様々（数人～数十人程度）</li> <li>・事業所その他様々なスペース</li> </ul>
	居宅訪問型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住み慣れた居宅で1対1を基本とし、きめ細かな保育を実施</li> <li>・1対1が基本</li> <li>・利用する保護者・子どもの居宅</li> <li>・0～2歳の子どもが対象</li> </ul>

## (1)-2 教育・保育利用定員と認定区分との関係

教育・保育事業の利用定員の設定と認定区分の関係は以下のとおり。

		満3歳以上児		満3歳未満児	
		①1号認定 (保育不要)	②2号認定 (保育必要)	③3号認定 (保育必要)	
教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	○ (定員設定なしも可)	○	○ (定員設定なしも可)
		幼稚園型	○	○	
		保育所型	○	○	
		地方裁量型	○	○	
	幼稚園	○	特例給付による 利用形態あり	×	
	保育所	特例給付による 利用形態あり	○ (②③いずれかのみ設定可)		
地域型保育事業	小規模保育	特例給付による 利用形態あり	特例給付による 利用形態あり	○	
	家庭的保育			○	
	事業所内保育			○ (+地域枠)	
	居宅訪問型保育			○	

※特例給付（特例施設型給付費）は、緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応。

- ・認定申請後、効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育施設を利用した場合の給付費
- ・幼稚園を利用する2号認定子どもに対する給付費
- ・保育所を利用する1号認定子どもに対する給付費

## (1)-3 認定区分

保護者の申請を受けた市が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性の有無を認定した上で給付を支給する仕組み。（法第19条）

1号認定	3-5歳児、学校教育のみの利用
2号認定	3-5歳児、保育の必要性あり
3号認定	0-2歳児、保育の必要性あり

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業の概要は以下のとおり。

事業	事業の概要
①利用者支援事業【新規】	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
③妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
⑤-1 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
⑩病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

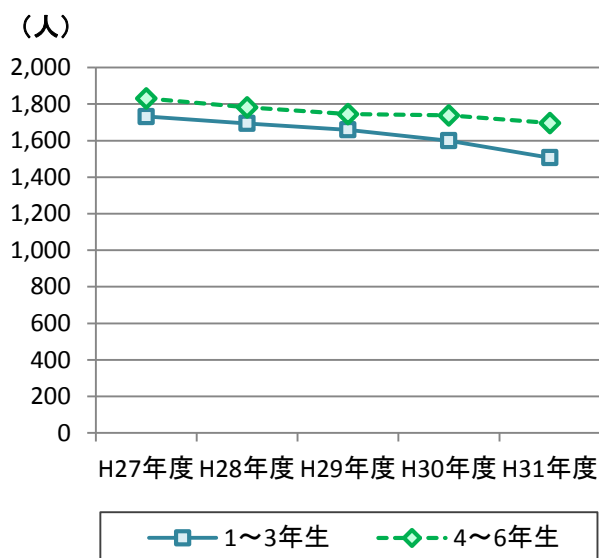
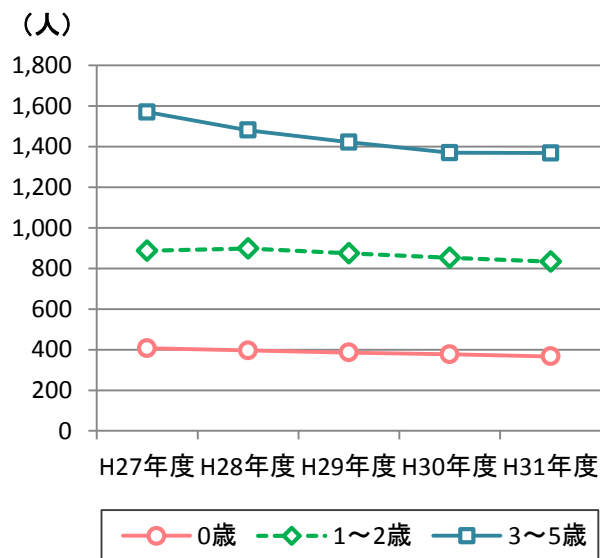
事業	事業の概要
⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業



### 3 量の見込み【対象児童数】

#### (1) 計画期間における推計児童数

■計画期間における推計児童数



	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	407	396	386	377	367
1～2歳	887	899	875	853	833
3～5歳	1,570	1,481	1,422	1,370	1,368

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
1～3年生	1,732	1,694	1,659	1,600	1,507
4～6年生	1,831	1,783	1,746	1,738	1,697

### (3) ニーズ調査結果からわかる家庭類型 ～父母の就労状況の組み合わせ～

母親		1.フルタイム 2.育休・介護等休業中		3.パートタイム 4.育休・介護等休業中			5.現在就労していない 6.就労したことがない	
				120時間以上	120時間未満 60時間以上	60時間未満		
1.フルタイム 2.育休・介護等休業中		タイプB		タイプC		タイプC'		タイプD
		タイプC		タイプE		タイプE'		
3.パートタイム 4.育休・介護等休業中	120時間以上	タイプC		タイプE'				
	120時間未満 60時間以上	タイプC'						
60時間未満	タイプC'		タイプE'					
5.現在就労していない 6.就労したことがない		タイプD					タイプF	

※ひとり親家庭のタイプAと、タイプB、C、Eが2号認定、3号認定の対象【保育の必要性あり】。

※パートタイムの「120時間未満 60時間以上」の分類においては、

○保育所の利用者及び利用希望者については、タイプCまたはタイプEへ区分

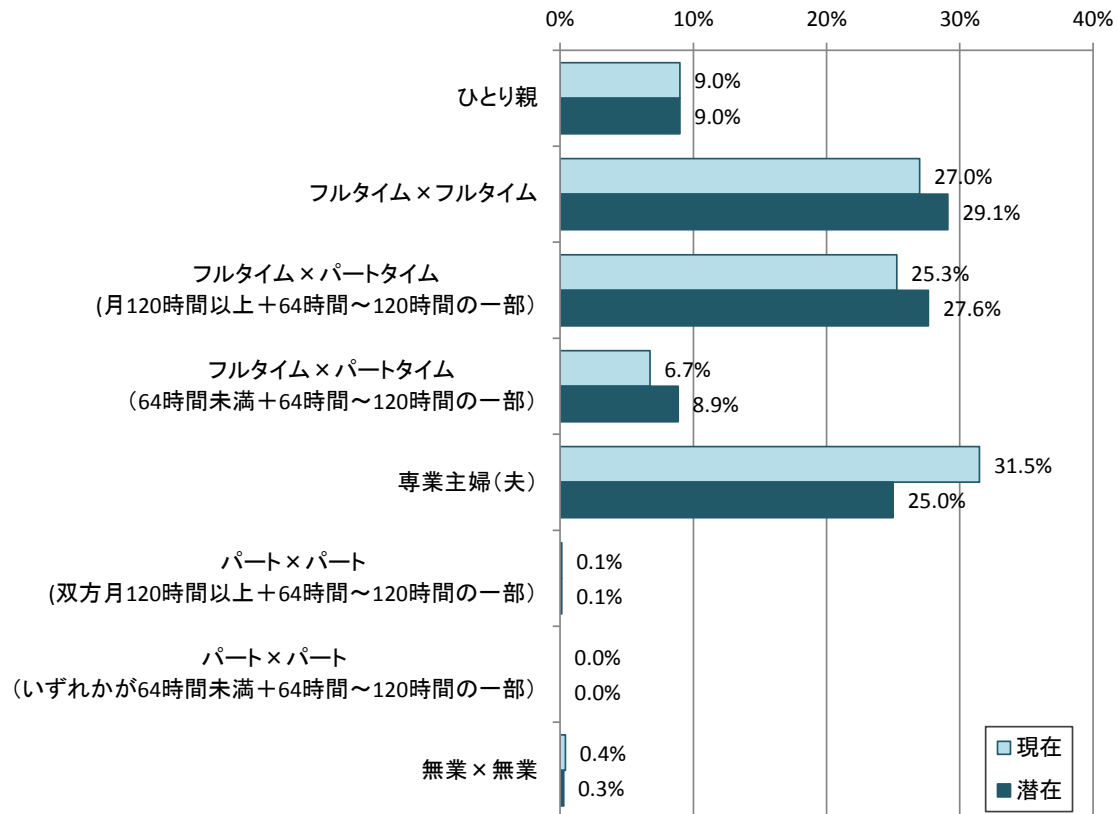
○幼稚園の利用者及び利用希望者については、タイプC' またはタイプE' へ区分

⇒ニーズ量は、「現在の家庭類型」及び「潜在的な家庭類型」を算出し、今後の就労形態の変化を勘案した「潜在的な家庭類型」を用いて算出している。

※潜在的な家庭類型：母親の就労希望や保育等の利用を考慮したもの。例えば、「現在無業」→「フルタイムへの就労希望あり」であれば、父親がフルタイムの場合、タイプBになる。

#### (4) 市における家庭類型の実態【0歳～就学前】

ニーズ調査結果による、現在と潜在の家庭類型の比較は以下のとおり。就労希望、保育利用希望などにより、専業主婦（夫）家庭など保育を必要としない類型は減少し、保育を必要とする類型に移行している。



就労希望、保育利用希望などにより、専業主婦（夫）家庭など保育を必要としない類型は減少し、保育を必要とする類型に移行している。

## 4 ニーズ量【各事業・各年度の推移】

※量の見込みは、単年度の利用意向率を用いているので、児童人口が減少傾向であれば、見込み量も減少する。したがって推計児童人口に対する割合は、各年度一定になる。

※推計児童数は、事業の対象年齢の合計児童数。

### (1) 教育・保育(市全体)

#### ■ 0歳家庭のみ

##### ① < 3号認定 > (認定こども園及び保育所+地域型保育)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	割合
ニーズ量(人)	199	193	188	184	179	48.8%
推計児童数(人)	407	396	386	377	367	

##### H25年度実績との比較(0歳)

児童数	保育所(園) 利用児童数	割合
447	183	40.9%

#### ■ 1・2歳家庭のみ

##### ① < 3号認定 > (認定こども園及び保育所+地域型保育)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	割合
ニーズ量(人)	462	468	456	444	434	52.1%
推計児童数(人)	887	899	875	853	833	

##### H25年度実績との比較(1・2歳)

児童数	保育所(園) 利用児童数	割合
920	621	67.5%

■ 3歳～就学前家庭のみ

①<1号認定> (認定こども園及び幼稚園)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	割合
ニーズ量(人)	336	317	305	294	293	21.4%
推計児童数(人)	1,570	1,481	1,422	1,370	1,368	

②<2号認定> (幼稚園)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	割合
ニーズ量(人)	61	57	55	53	53	3.9%
推計児童数(人)	1,570	1,481	1,422	1,370	1,368	

H25年度実績との比較 (3～5歳)

児童数	幼稚園 利用児童数	割合
1,658	412	24.8%

③<2号認定> (認定こども園及び保育所)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	割合
ニーズ量(人)	1,023	965	926	893	891	65.2%
推計児童数(人)	1,570	1,481	1,422	1,370	1,368	

H25年度実績との比較 (3～5歳)

児童数	保育所(園) 利用児童数	割合
1,658	1,286	77.6%

## (2) 地域子ども・子育て支援事業(市全体)

### (2)-1 延長保育事業

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	割合
ニーズ量(人)	375	364	351	340	336	13.1%
推計児童数(人)	2,864	2,776	2,683	2,600	2,568	

【対象家庭類型：A、B、C、E】

【対象年齢：0～5 歳以下】

※18 時以降と記入している者

H25 年度実績との比較（0～5 歳）

児童数	利用児童数	割合
3,025	720	23.8%

### (2)-2 放課後児童健全育成事業

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量(人)	低学年	821	803	787	759	715
	高学年	563	548	536	534	521

【対象家庭類型：A、B、C、E】

【対象年齢：5 歳児のみの利用意向】

H25 年度実績との比較（小学生）

分類	児童数	利用児童数	割合
低学年	1,715	717	41.8%
高学年	1,815	208	11.5%

### (2)-3 子育て短期支援事業(ショートステイ)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	割合
ニーズ量(人日)	4	4	4	3	3	0.1%
推計児童数(人)	2,864	2,776	2,683	2,600	2,568	

※年あたり

【対象家庭類型：すべての家庭類型】

【対象年齢：0～5 歳以下】

## (2)–4 地域子育て支援拠点事業

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	割合
ニーズ量(人回)	1,836	1,838	1,789	1,745	1,703	141.9%
推計児童数(人)	1,294	1,295	1,261	1,230	1,200	

※月あたり

【対象家庭類型：すべての家庭類型】

【対象年齢：0～2 歳児のみ】

H25 年度実績との比較（0～2 歳）

児童数	利用児童数 (延人数)	割合
1,367	17,187	125.7%

## (2)–5 一時預かり他

< 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）（1号認定による利用） >

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量(人日)	186	176	169	163	162

※年あたり

【対象家庭類型：C'、D、E'、F】

【対象年齢：3～5 歳以下】

< 2号認定による定期的な利用 >

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量(人日)	15,293	14,426	13,852	13,345	13,326

※年あたり

※2号認定のうち幼稚園の預かり保育の利用

【対象家庭類型：A、B、C、E】

【対象年齢：3～5 歳以下】

< 幼稚園における在園時を対象とした一時預かり（預かり保育）以外 >

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量(人日)	9,148	8,872	8,575	8,311	8,207

※年あたり

※私用、親の通院、不定期の就労等の目的での利用

【対象家庭類型：すべての家庭類型】

【対象年齢：0～5 歳以下】

H25 年度実績との比較（保育所（園）：0～5 歳、幼稚園：3～5 歳）

分類	利用児童数 (延人数)
保育所（園）	23,128
幼稚園	4,944

## (2)–6 病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター(病児・病後児)

<0～5 歳以下家庭のみ>

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量(人日)	2,229	2,161	2,088	2,024	1,999

※年あたり

【対象家庭類型：A、B、C、E】

【対象年齢：0～5 歳以下】

## (2)–7 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)(就学児)

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量(人日)	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0

※年あたり

【対象家庭類型：すべての家庭類型】

【対象年齢：5 歳のみ】



## 5 区域毎のニーズ量

### (2) 地域子ども・子育て支援事業(区域毎)

#### ■放課後児童健全育成事業（小学校区）【再掲】

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
ニーズ量(人)	低学年	821	803	787	759	715
	高学年	563	548	536	534	521

#### 【低学年】

小学校区名称	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
藤岡第一小	156	152	149	144	136
藤岡第二小	146	143	140	135	128
神流小	107	105	102	99	93
小野小	138	135	132	127	120
美土里小	113	110	108	104	98
美九里東小	37	36	35	34	32
美九里西小	27	26	26	25	23
平井小	45	44	43	41	39
日野小	8	7	7	7	7
鬼石北小	22	22	21	20	19
鬼石小	24	23	23	22	21
合計	821	803	787	759	715

#### 【高学年】

小学校区名称	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
藤岡第一小	100	97	95	95	93
藤岡第二小	107	104	102	102	99
神流小	69	67	66	66	64
小野小	98	96	93	93	91
美土里小	73	71	69	69	67
美九里東小	26	25	25	25	24
美九里西小	13	12	12	12	12
平井小	31	31	30	30	29
日野小	8	8	8	8	8
鬼石北小	17	16	16	16	15
鬼石小	21	20	20	20	19
合計	563	548	536	534	521

■藤岡市立学校の生徒数（H26. 5. 1 現在）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計児童数
1 藤岡第一小	105	120	106	90	110	131	662
2 藤岡第二小	99	96	116	108	114	133	666
3 神流小	73	77	77	75	81	73	456
4 小野小	95	99	98	97	113	115	617
5 美土里小	69	82	88	87	74	80	480
6 美九里東小	27	23	28	30	30	26	164
7 美九里西小	17	26	14	14	13	15	99
8 平井小	34	29	32	29	39	36	199
9 日野小	4	5	7	11	5	11	43
10 鬼石北小	20	11	16	15	18	22	102
11 鬼石小	17	14	19	22	25	22	119
学年別児童合計	560	582	601	578	622	664	3,607